

平成 22 年 11 月 25 日  
担 当 理 事 決 定  
改正 平成 24 年 10 月 23 日  
改正 平成 30 年 11 月 15 日  
改正 令和 4 年 10 月 7 日  
改正 令和 5 年 10 月 26 日

## 東京大学インターナショナル・ロッジ追分ロッジ使用要領

1. この要領は、東京大学インターナショナル・ロッジ規則第 5 条の規定に基づき、東京大学インターナショナル・ロッジ追分ロッジの使用について必要な事項を定めるものとする。
2. 宿泊室の利用者
  - ・ 本学において研究教育に従事する外国人研究者
  - ・ 諸外国に在住し、本学において研究教育に従事するために来日した邦人研究者
  - ・ 本学以外の国立大学法人等において研究教育に従事する外国人研究者（宿泊室に空室がある場合）
  - ・ その他国際担当の理事又は副学長（以下「国際担当理事」という。）が適当と認めた者
3. 入居の期間
  - ・ 14 日以上 1 年以下とする。
4. 入居の許可
  - ・ 入居の許可は、国際担当理事が行う。
  - ・ 入居を許可された者には、入居許可通知書を交付する。
5. 入居の手続き
  - ・ 入居希望者は所属する部局長を経て、本部国際支援課に入居の申請をする。
  - ・ 入居者は、入居許可日から 7 日以内に入居しなければならない。
  - ・ 入居の際には、所定の入居届及び誓約書を提出する。
6. 入居の許可の取消し
  - ・ 入居者が次に掲げる各号に該当する場合には、国際担当理事が入居許可を取り消すことができる。
    - (1) 正当な理由がなく、所定の期間内に入居しないとき。
    - (2) 使用料等を滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
    - (3) 11. に反した上で、ロッジの管理運営に重大な支障を与えたとき。

(4) 12.に反し、管理運営責任者による注意喚起にも拘わらず、宿舎内での生活においてハラスメントや脅迫等、他者の人権を侵害するような行為が止まないとき。

(5) 13.による損害賠償等の義務を履行しないとき。

- ・ 入居の取消しを受けた者は、その通知から7日以内に退去しなければならない。

## 7. 使用料等

- ・ 使用料等は、別表の使用料のほか、光熱水料及び共益費を負担しなければならない。

## 8. 使用料等の支払

- ・ 請求書記載の期限までに納付することとし、既に納付した使用料等は返却しない。
- ・ 入居者が月の途中において入居又は退去する場合のその月の使用料は、日割額に入居日数を乗じて得た額とする。

## 9. 退去

- ・ 退去しようとする日の14日前までに退去届を本部資産企画課（ロッジ事務室）へ提出する。ただし、入居の許可を取り消された者は、この限りではない。

## 10. 共用施設の使用

- ・ ロッジの共用施設の使用については、入居者は、定められた手続きに従い施設を使用することができる。それ以外の者については、管理運営責任者の許可を得た上で使用することができる。
- ・ 共用施設の使用に当たって、重大な支障を与えたときは、管理運営責任者は使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

## 11. 秩序の維持

- ・ 入居者は、インターナショナル・ロッジにおける秩序の維持及びその施設、備品等の保全に努めなければならない。

## 12. 相互の人権の尊重

- ・ 入居者は、[「東京大学憲章」](#)にて謳われている基本的人権の尊重の定めや、[「東京大学 ダイバーシティ&インクルージョン宣言」](#)に則り、居住者や宿舎運営に関わるすべての人に対して、互いの人権を尊重し合わなければならない。

## 13. 損害賠償

- ・ 入居者は、追分ロッジの施設、備品等を破損し、又はこれらに損害を与えた場合には、本学の指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### 14. その他

- ・提出書類等は、別に定める様式を使用する。

##### 附則

この要領は、平成 22 年 11 月 25 日より施行する。

##### 附則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

##### 附則

この要領は、平成 31 年（2019 年）9 月 1 日より施行する。

##### 附則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

##### 附則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。

#### 別表

##### 使用料

入居者 区分	研究者	
	月額	日額
単身用	91,000 円	3,030 円